

2020年 8月 7日

阪神高速道路株式会社

入札説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問回答書

工事名 : 海老江換気所新築その他工事	
質問提出日:2020年 5月29日 前回質問提出日:2020年 6月15日 質問回答日:2020年 8月 7日	
質 問	回 答
番号1 入札説明書 P7 15.工事費内訳の提出に関して、金抜設計書の項目、数量は参考数量ではなく、指定数量と考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号1 入札時点において、当社では数量が示されている項目については、当該数量を正として工事価格を積算します。
番号2 入札説明書 P7 15.工事費内訳の提出に関して「金抜設計書の全ての項目について単価、数量、金額を明らかにすること。」とありますが、金抜数量書の数量と図面から数量積算した数量が異なる場合は、図面を正とした数量で設計変更対象になると考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号2 入札説明書15. に示す工事費内訳書の作成に当たって、数量に違いがある等の疑義がある場合は、入札説明書11. 入札説明書等に対する質問にてご確認ください。 また、契約後、設計図書の照査等により、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、必要があれば設計変更の対象となります。ただし、任意仮設備等、設計変更の対象とならないものもあります。
番号3 入札説明書 P7 15.工事費内訳の提出に関して「金抜設計書の全ての項目について単価、数量、金額を明らかにすること。」とありますが、金抜数量に違いがある場合、設計変更対象になると考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号3 上記の番号2の回答と同じです。
番号4 意匠図 A-40～54 平面詳細図の凡例の開口に(機)(電)(営電)(営機)とありますが、本見積に計上する開口は(営電)(営機)と考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号4 全ての開口が対象になるものとお考え下さい。

質 問	回 答
番号5 構造図 S-13～16 特記に記載されている床開口の数量は金抜設計書の内訳明細書に含まれていると考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号5 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号6 意匠図 A-79、構造図 S-18 構造図のA通り軸組図にB1階⑥通りDW55がありますが、外構計画図・植栽計画図ではその上部に擁壁があるように読み取れます。この部分の詳細について、ご教示願います。	番号6 A-19南側立面図、A-43に記載のとおり、DW55が土留め壁(擁壁)となります。
番号7 意匠図 A-3 地下外壁防水に自閉性樹脂塗膜防水(先付け工法)基礎底面とありますが、均しコン面に塗膜防水を施工すると考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号7 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号8 金抜設計書 P39 明細で地下外壁特殊塗膜防水の数量が記載されていますが、基礎底面の数量が記載されていません。基礎底面の塗膜防水を追加計上してよいでしょうか、ご教示願います。	番号8 「金額を記載しない設計書P.39」を、別添正誤表のとおり修正いたします。
番号9 意匠図 A-8 工事区分表の躯体関係その他躯体開口、アンカー部分の箱抜きは建築工事とありますが、この数量は金抜き数量に含まれていると考えてよいでしょうか。含まれている場合はその数量をご教示願います。	番号9 ご質問のとおりとお考え下さい。 数量については意匠図A-44及びA-71のD2-6を御確認下さい。
番号10 特記仕様書 P9 設計変更で⑤トンネル換気設備及び高速電気設備用スリーブ設置及び開口補強⑥トンネル換気設備用基礎⑦ピット内スリーブ閉塞、外構機械基礎等が挙がっていますが、これらの項目は金抜設計書に含まれていないと考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号10 ⑤については、図面に記載のあるものは含まれているものとお考えください。 ⑥については、1階換気ファン室①～②通りの排風機基礎については、含まれているものとお考えください。 ⑦については、含まれていないものとお考えください。

質 問	回 答
番号11 特記仕様書 P6、意匠図 A-86 特記仕様書に掘削着手前の地盤面はTP+1.28mとありますが、山留計画図では既存地下構造物撤去後地盤高さはOP+1.28となっています。山留計画図のレベルを正と考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号11 「海老江換気所新築工事 特記仕様書補足事項 P.6」を、別添正誤表のとおり修正いたします。
番号12 意匠図 A-85,86 山留計画図は指定仮設ではなく参考仮設と考え、工法を変更した場合は、設計変更の対象にならないと考えてよいでしょうか。	番号12 山留計画図については、参考仮設とお考え下さい。なお、設計変更については、監督員との協議によります。
番号13 特記仕様書 別紙-3 換気所ダクト外、換気所ダクト作業ヤードの範囲は本工事施工中、工事ヤードとして占有できるものと考えてよいでしょうか。 占有できない場合は、その時期、期間についてご教示願います。	番号13 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号14 特記仕様書 P8 4-3安全費の交通誘導員の配置について「関係受注者と打合せ調整を十分行うこと」と記載されていますが、工事工程を検討する上で本工事と重複する期間の既着手工事(海老江工区開削トンネル工事)の工事ステップ図をご教示願います。	番号14 建築工事特記仕様書 別紙-1の別途工事(土木工事)に記載のとおりです。
番号15 構造図 S-10 土質柱状図に既存躯体と考えられる躯体が記載されていますが、本工事着手時には本工事に干渉する地中障害はないものとし、もし地中障害が残っている場合は、その撤去に必要な工期、費用について改めて協議できるものと考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号15 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号16 特記仕様書 P6、金抜設計書 P9、10 特記仕様書に「発生土の運搬費、仮置き費、処分費を設計変更で追加する」と記載されているので、本工事の土工事の内訳明細は金抜設計書を正とし、実施数量との数量差は設計変更対象になると考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号16 金額を記載しない設計書を正とお考え下さい。なお、設計変更については監督員との協議によります。ただし、実績による数量変更は行いません。

質 問	回 答
番号17 意匠図 A-2、構造図 S-22 場所打ちコンクリート杭のセメント材が意匠図では高炉セメントB種、構造図では普通ポルトランドセメント、または高炉セメントA種となっています。構造図を正と考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号17 普通コンクリート又は高炉セメントB種とお考え下さい。 「図面A-2、S-22」については、別添正誤表のとおり修正いたします。
番号18 意匠図 A-2、構造図 S-24、42 均しコンの厚みですが構造図では、F4aとF10がt=300、その他の基礎、地中梁、底盤がt=50となっていますが意匠図では均しコンt=200となっています。構造図を正と考えてよいでしょうか。	番号18 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号19 意匠図 A-83 撤去配置図にネットフェンスAとありますが、現状撤去済みのため、該当なしと考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号19 ご質問のとおりとお考え下さい。 なお、「図面A-83」及び「金額を記載しない設計書P74」については、別添正誤表のとおり修正いたします。
番号20 意匠図 A-83 敷地西側にコンクリート舗装撤去とアスファルト舗装撤去とありますが、既設駐輪機関連設備の撤去は別途工事と考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号20 ご質問のとおりとお考え下さい。
番号21 特記仕様書 別紙-3 既設の仮囲は本工事期間中も継続して設置されているものとし、その盛替、撤去、維持費については本工事に含まれないと考えてよいでしょうか、ご教示願います。	番号21 入札時点においては、ご質問のとおりとお考え下さい。 なお、仮囲いの盛替、撤去、維持管理について、監督員が指示する場合があります。
番号22 特記仕様書 別紙-3 開削トンネル工事用仮設栈橋の詳細資料がありましたらご教示願います。	番号22 現在検討中であり、お示しできません。

質 問	回 答
番号23 A-2 場所打ちコンクリート杭の構造体強度補正值が「評定などの内容による」とありますが、その詳細についてご教示願います。	番号23 「アースドリル式確定杭工法」の評定書を貴社にて御確認下さい。 また「金額を記載しない設計書P11」については、別添正誤表のとおり修正いたします。
番号24 A-2 コンクリートの設計基準強度Fc記載されていますが、耐久設計基準強度Fd及び品質基準強度Fqの記載がないため、ご教示願います。	番号24 構造体コンクリート強度は、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づく設計基準強度(Fc)とお考え下さい。
番号25 A-1 監督員事務所は設けないとありますが、本工事で施工者が設ける現場事務所は現在施工中の他の工事と同様、計画地近傍に設置できるものと考えてよいでしょうか。	番号25 貴社にてお考え下さい。
番号26 A-1 上記の現場事務所が設置可能である場合、計上すべき費用がありましたらご教示願います。	番号26 現場事務所設置にあたり計上必要な費用については、共通仮設費に含まれており、その内容については、貴社にてお考え下さい。
番号27 A-71 D2-1のSUS製ワイヤーロープの仕様が不明です。ご教示願います。	番号27 SUS製ワイヤーロープ6φとお考えください。
番号28 金額を記載しない設計書P65、67 金抜設計書の囲障と構内舗装内訳書にL型擁壁A,Bと埋戻し(B種)の数量が記載されていますが、トンネル工事や下部換気ダクト(土木工事)、計画道路の詳細が不明なため、数量を算出することが困難です。 金抜設計書の数量を正とし、実施工と数量差異があれば設計変更対象になると考えてよいでしょうか。ご教示願います。	番号28 入札に当たっては、金額を記載しない設計書に記載のとおりとお考え下さい。 なお、設計変更については、監督員との協議によります。

質 問	回 答
番号29 金額を記載しない設計書P65、67 上記の囲障工事、構内舗装工事施工時に図面に記載のない仮設が必要となる場合は設計変更になると考えてよいでしょうか。ご教示願います。	番号29 設計変更については、監督員との協議によります。